

## アジア諸国と人権 (その十二)

研究センター所長  
京都大学名誉教授

安藤 仁介

は半独立の状態を続けました。インドの独立後、かれらは東北辺境に編入されましたが、事態はさほど進展しませんでした。もともと、チベット・ビルマ系の人口は、ビルマとの国境地帯のナガランドの住民を含めても、インド全人口の1%に充ちません。

前回の最後に触れたように、ここでインドの少数民族問題について考えてみましょう。一九六二年の中印国境紛争で中国側が完全に軍事占領したものの、中国にとつて戦略的により重要な西部地域の占領地区を保持する代償として、中国軍が一方的に撤退した東部地域には、チベット・ビルマ系の幾種類もの少数民族が住んでいます。かれらの居住地域はヒマラヤ山脈の南斜面であつて、かれらは伝統的な狩猟・漁撈や焼畑農耕に従事していましたが、食糧が乏しくなるとアッサム平原の農村や農民を襲つたりしていました。英国統治時代にも中央政府はかれらの討伐を手掛けましたが成功せず、事実上かれら

少数民族をどのように定義するかは難しい問題です。しかし、人種的に見ると、インドにはチベット・ビルマ系の他に、アンダマン・ニコバル諸島に住むごく少数のネグリト系、東部のバングラデシュとの国境地帯や中部に住むアウストロアジア系(総人口の1・3%)、地中海方面から紀元前四世紀半ばに移住したドラビダ系(同21%)、ウラル山脈南部から移動し前二世紀半ばにドラビダ系を押しつけて定住したインド・アーリア系(同73%)の五グループが住んでおり、各グループはさらに数多くの小集団に分かれています。しかも長年の混住により、元々の言葉はそれぞれ変化してきわめて多種の言語となり、しばらく前の人口調査では人びとが母語と考える言語は一、五〇〇を超え、そのうち三三は三百万人以上の言語人口を抱えています。宗教的に見て

も、八三%を占めるヒンドゥー教徒は別として、11%を超えるイスラム教徒、3%近いキリスト教徒、約2%のシク教徒、他にも仏教徒やジャイナ教徒が存在します。つまり、自由権規約第二七条にいう種族・宗教・言語のいずれの基準を採つても、インドには沢山の少数民族がいるわけです。

ところが一九八四年に、インドが自由権規約のもとで提出した第一回報告書が審査された際、政府代表は「インドには人種的少数民族が存在しない。なぜなら人種的少数民族も存在しないからである。インドに住む種々の種族 (tribes) は、宗教や言語や文化の背景が異なるだけである」と断言して、規約人権委員会の委員たちを驚かせました。また五年後に提出された第二回報告書も、自由権規約第二七条の少数民族に関する規定に触れ、「ここにいう人種的少数民族の規定は、インドには当てはまらない」と強調していました。委員がその点を説明するように求めたのに対し、政府代表は「インドには、宗教や言語の少数民族はいるが、インド人は全体として人種的には一体化している。すべての人権や保護措置は

少数民族にも平等に適用され、憲法は少数民族が教育施設を設立し運営する権利を特別に保護している。一九七八年に設置された少数民族委員会は、言語的であれ宗教的であれ、少数民族の権利を保障することを目的としている」と応えました。そのせいもあつてか、一九九七年の第三回報告書の審査の際には、インドにおける少数民族について、とくに問題とされませんでした。

少数民族の権利保護は、国際連盟時代には重要な課題でした。それは、オーストリー・ハンガリー帝国の崩壊により、多数のマジヤール人が近隣の新興独立諸国の住民となった結果、それらの諸国が少数民族のマジヤール系住民を不当に扱うと、ハンガリーとの国際関係が緊張して、国際平和を脅かす危険性があつたからです。しかしながら、国連総会が一九四八年に採択した世界人権宣言は「すべての個人が、人種などによる差別なく、人権を平等に保障される」ならば、少数民族の人権問題は生じえないことを自明の理としていました。はたしてそういえるのか―今回は、その検討から始めましょう。